

「発電設備系統連系サービス要綱」の改正項目

＜アンシラリーサービス料金単価の見直し＞

Q. 改正の内容はどのようなものか。

- 2023年4月から開始されるレベニューキャップ制度の導入により、託送原価が変更となるため、当該原価に基づき、アンシラリーサービス料金の見直しを行うものです。
- 見直し後の料金単価は、特高：33円/kW・月（現行から5.5円値下げ）、高圧：55円/kW・月（現行据え置き）となります。

Q. 料金改定することによって、どのような影響があるのか。

- 高圧で契約されているお客さまには影響はございませんが、特高で契約されているお客さまについては、課金対象容量の料金単価を値下げすることで、現在お支払いいただいているアンシラリーサービス料金が減額されることとなります。

「発電設備系統連系サービス要綱」の改正項目

〈要綱改正時における周知方法〉

Q. 改正内容はどのようなものか。

■『発電設備系統連系サービス要綱』改正時に電磁的方法（電子メール送付もしくは当社ウェブサイト掲載）、その他当社が適当と認める方法により、改定日および改定内容をお知らせするものです。

Q. 今回、なぜ周知方法の見直しをすることになったのか。

■これまで改定があった際はお知らせしてきましたが、現行の『発電設備系統連系サービス要綱』に明確に記載されていなかったため、今回見直しすることとしたものです。

Q. 周知方法を見直すことによって、何か影響があるのか。

■これまでお知らせにより周知してきたものとなりますので、今回の見直しに関してお客様にとって何も影響はございません。

「発電設備系統連系サービス要綱」の改正項目

＜契約使用期間の変更＞

Q. 改正内容はどのようなものか。

■契約使用期間については、契約上発電設備を連系できる期間と規定していましたが、今回、料金単価の見直しに合わせ、連系サービス開始日から、原則として、当該日が属する年度の末日までに変更しました。

Q. 今回、なぜ変更することになったのか。

■これまでの契約使用期間については、「発電設備を連系した日から1年目まで」と規定していたことにより、各契約者で契約満了日が異なっていましたが、公平性の観点から、今回の料金単価の見直しに合わせ、年度末に契約満了日を揃えるように変更するものとなります。

Q. 変更することによって、どのような影響があるのか。

■課金対象容量の算定における「控除容量」を、受電電力の年間実績を基準に協議決定している、かつ契約更改日が4/1以外の地点のお客さまについては、年度末に契約更改することとなります。

「発電設備系統連系サービス要綱」の改正項目

＜アンシラリーサービス料金の一括支払い＞

Q. 改正内容はどのようなものか。

■複数の発電場所で連系契約を締結しているお客さまで、それぞれの連系契約により発生するアンシラリーサービス料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができるようになるもので

Q. 今回、なぜ一括支払いできるようになったのか。

■お客さまからの一括支払い要望をふまえて、お客さま側の利便性の向上に大きく寄与するとともに、当社としても業務処理の効率化を図れると判断できたため、一括支払いを認めることとしたものです。

Q. 一括支払いできる件数に上限はあるのか。

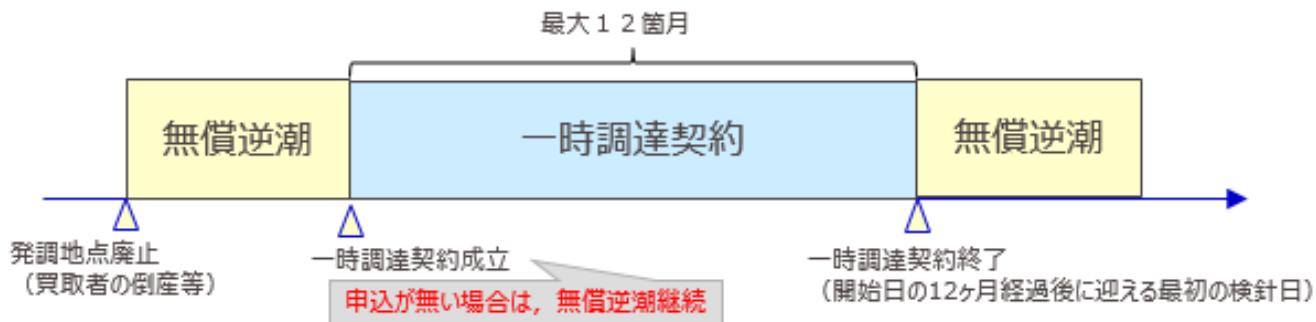
■口座振替の場合は300件、振込用紙の場合は30件が上限となります。なお、申込にあたっては、当社の『発電設備系統連系サービス要綱』および『集約請求申込書』の「取扱規定」に同意いただく必要があります。

「発電設備系統連系サービス要綱」の改正項目

〈一時調達契約締結前後の無償逆潮流〉

Q. 改正内容はどのようなものか。

■2022年4月に開始されたFIP制度において、発電事業者と契約している小売電気事業者が倒産等で、事業継続が困難となり、FIP電源の買手不在となった場合に一時調達契約への移行が可能となります。この一時調達契約の前後に買手のない逆潮流の取り扱いについて、要綱に規定するものです。



Q. 今回、なぜ改正することになったのか。

■一時調達契約には契約期間（12箇月が上限）が設定されているが、契約期間満了前後の取扱いについて一般送配電事業者間で調整した結果、要綱等に規定することになったものです。

■FIP契約締結後的小売倒産等から一時調達契約の開始まで、一時調達契約期間満了および、一時調達契約期間満了後の小売との契約有無にかかわらず全ての期間において連系契約（発電設備系統連系サービス要綱）の効力が存続していることから、今回要綱に規定することとしたものです。